

令和7年度甲種防火管理〔新規講習〕の受講案内

湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部

この講習は、消防法施行規則第2条の3第1項規定に基づく、甲種防火管理新規講習です。受講することにより防火対象物における防火管理者の資格を取得できます。当消防本部で主催する令和7年度の講習にあっては、オンラインによる開催（委託先：株式会社プロシーズ）となります。

1 申込・受講期間（令和7年度）

講習月	申込期間	受講期間
8月	7月7日（月）～7月11日（金）	8月7日（木）～8月20日（水）
9月	8月7日（木）～8月11日（月）	9月10日（水）～9月23日（火）
10月	9月7日（日）～9月11日（木）	10月8日（水）～10月21日（火）
11月	10月7日（火）～10月11日（土）	11月7日（金）～11月20日（木）
12月	11月7日（金）～11月11日（火）	12月5日（金）～12月18日（木）
令和8年1月	12月7日（日）～12月11日（木）	1月7日（水）～1月20日（火）
令和8年2月	1月7日（水）～1月11日（日）	2月7日（土）～2月20日（金）
令和8年3月	2月7日（土）～2月11日（水）	3月6日（金）～3月19日（木）
令和8年4月	3月7日（土）～2月11日（水）	4月8日（水）～4月21日（火）

2 受講対象者

防火対象物において、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的、監督的な地位にあり、かつ、次のいずれかの要件を満たしている方が受講の対象となります。

- （1）湯沢市・羽後町・東成瀬村のいずれかの市町村に居住している。
- （2）湯沢市・羽後町・東成瀬村のいずれかの市町村に勤務している。

3 受講手続・受講料

（1）受講手続きの流れ

①湯沢雄勝広域市町村圏組合のホームページから「防火管理講習の事前審査書」をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、防火管理講習の事前審査窓口宛にメール送信してください。メールの件名には、「防火管理講習の事前審査」のワードを必ず含めてください。

※ 事前審査のお手続きは、申込期間より前（申込期間と同月の1日～6日）に行ってください。

※ 防火管理講習の事前審査窓口：shobo-sinsei@yukoiki.or.jp

②事前審査が完了し問題がなければ、当消防本部から受講サイトのURLがメールで届きます。

③受講サイトのURLにアクセスし、案内に従って受講申込みをしてください。

※ 受講申込をする前に、当消防本部のホームページ及び受講サイトに掲載された注意事項等を十分にご確認ください。

(2) 受講料

受講料は、教材費として7,150円(税込)がかかります。教材のうちテキストは受講申込み完了後に申請者(受講者)が指定した住所宛に申込した月末までに郵送されます。

※ お支払い方法は、クレジットカード決済、又はコンビニ払いとなります。お支払い後のキャンセル・返金は、対応しておりません。

※ 領収書は、受講システムよりダウンロード可能です(インボイス制度対応済み(発行元は株式会社プロシーズとなります。))。領収証の宛名は任意で設定できます。

4 講習概要・修了証交付

(1) 講習内容

講習の内容は、防火管理の重要性、防火管理制度、火災・地震の基礎知識、施設及び設備の維持管理、火気管理と出火防止対策、自衛消防の組織と教育訓練、防火管理の進め方、消防計画の作成要領となっています。

(2) 講習時間

講習時間は約11時間です。

(3) 修了証交付

受講期間内に講習の全課程を修了することで資格が取得でき、その証明として修了証が交付されます。修了証の交付準備が整い次第、当消防本部担当より受講者にその旨を知らせる連絡(メール、又は電話)がきます。その後、修了証を当消防本部で受取ることができます。修了証の郵送は対応しておりません。

5 受講に関する注意事項

(1) オンラインによる講習は、PC・タブレット・スマートフォン等で受講いただけますが、顔認証システムの関係上、内側カメラ付き、またはその機能を有する端末をご使用ください。コンテンツの内容上、PC・タブレット等の画面が大きい端末の使用を推奨します。動作環境についても対応の有無を十分にご確認ください。

(2) パケット通信料は受講者負担となります。通信容量は約10GB以上必要です。

(3) 講習開始後のお問い合わせは、受講サイト上より承ります。

≪防火管理講習 担当≫

湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部 予防課

TEL: 0183-73-3168